

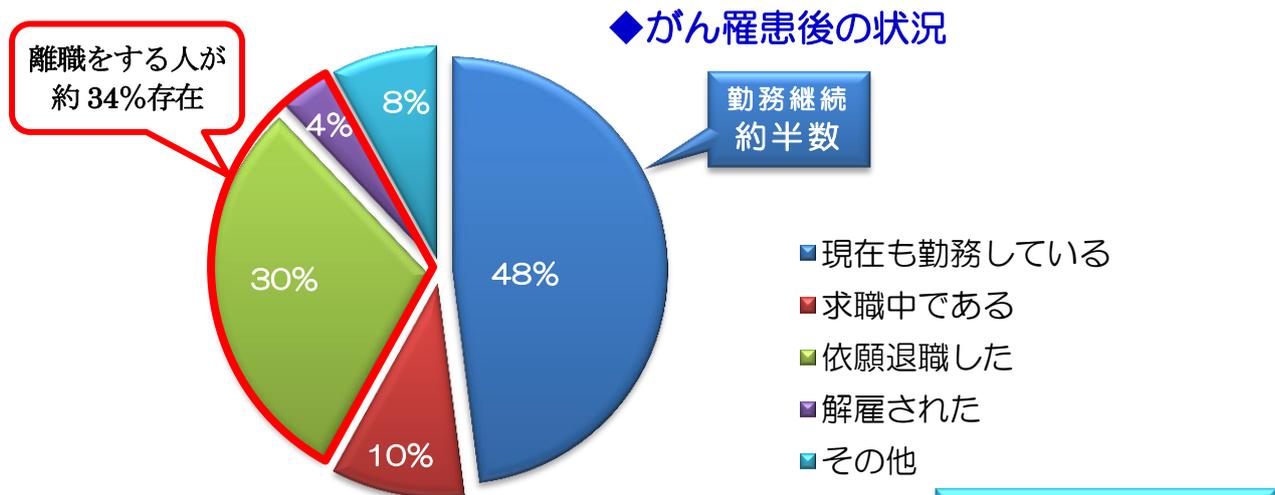
大阪労働局発表
平成29年7月10日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 健康課
(電話)06(6949)6500

報道関係者 各位

治療と仕事の両立支援のための 「大阪府地域両立支援推進チーム」が発足

病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占める状況の下、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、平成29年3月に取りまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、企業文化の抜本改革やサポート体制の構築などの治療と仕事の両立支援の取組の推進を図ることを目的として、政・労・使及び大阪府医師会・大阪府・医療機関・大阪府社会保険労務士会・各種アドバイザー等の専門家が一体となって連携し取り組む「大阪府地域両立支援推進チーム」を立ち上げます。



《「大阪府地域両立支援推進チーム」第1回会議》

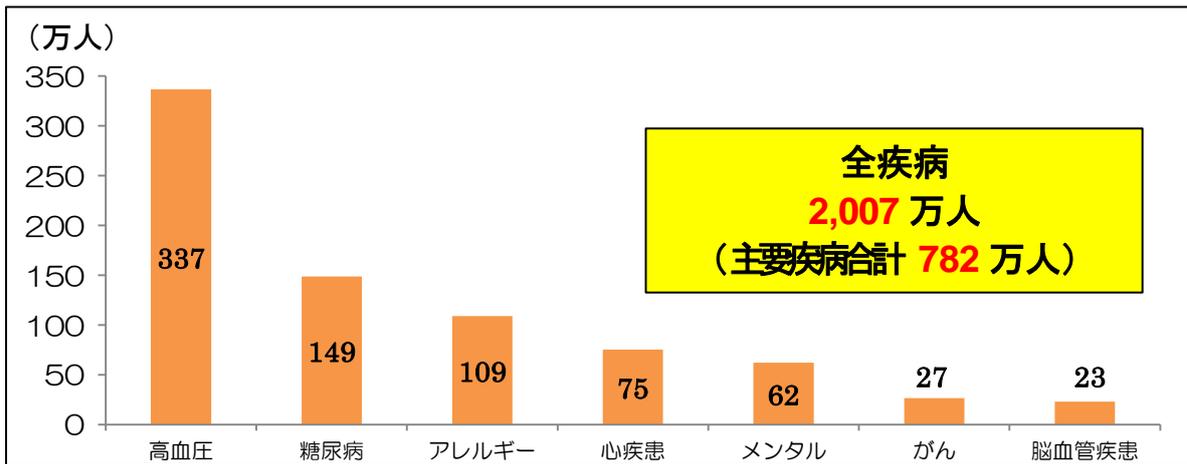
- 日時：平成29年7月19日（水） 午後2時から
- 場所：大阪合同庁舎第2号館 5階 共用E会議室
大阪市中央区大手前4-1-67

◆◆◆ 取材について ◆◆◆

- ◇ 「大阪府地域両立支援チーム」会議（7月19日開催）について、会議冒頭の趣旨説明等について取材を受け付けます。
- ◇ 希望される報道関係の方は、7月19日（水）午後1：30までに共用E会議室（大阪合同庁舎2号館5階）にお越しください。（受付開始 午後1：00）

◆罹患しながら働く人数（主な疾病）

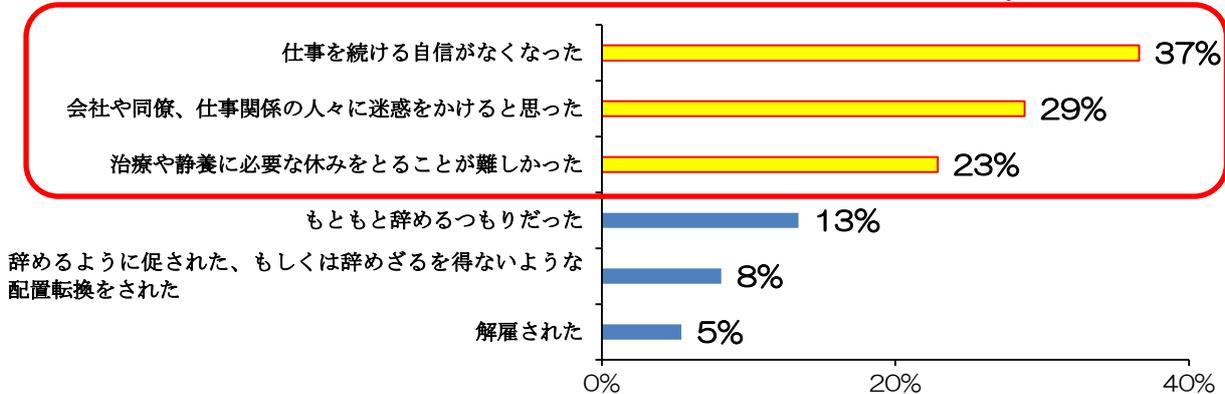
※日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている



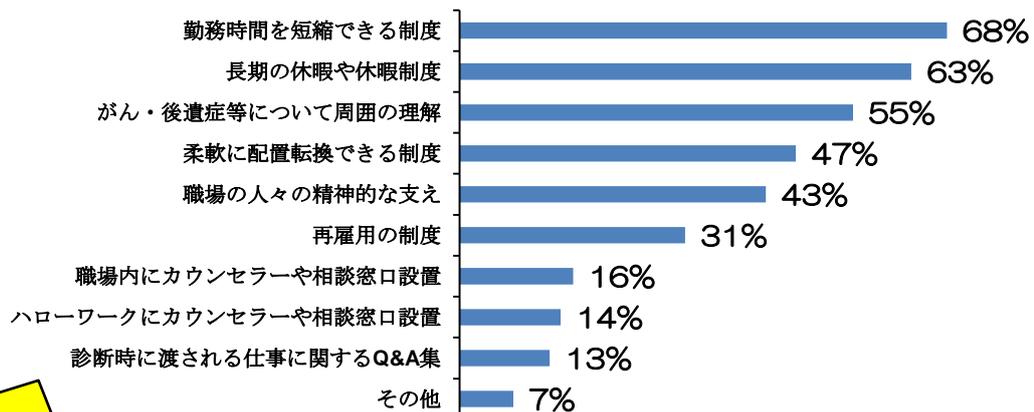
出典:厚生労働省平成25年度国民生活基礎調査

◆がん患者の離職理由

治療を続けながら働くための制度や社内の理解が不十分



◆がん患者が両立のために必要なこと



柔軟な働き方等の企業の取組が不十分、相談体制も不十分

1. 大阪府地域両立支援推進チームについて

【設置の趣旨】

両立支援を効果的に進めるため、各都道府県の自治体等関係者とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的としています。

【構成予定機関等の名称】

- ◆ 日本労働組合総連合会大阪府連合会
- ◆ 関西経済連合会
- ◆ 大阪労働基準連合会
- ◆ 大阪府医師会
- ◆ 大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課
- ◆ 大阪府立病院機構大阪国際がんセンター がん相談支援センター
- ◆ 大阪産業保健総合支援センター
- ◆ 大阪労災病院治療就労両立支援センター
- ◆ 大阪府社会保険労務士会
- ◆ 日本医療社会福祉協会
- ◆ 日本産業カウンセラー協会 関西支部
- ◆ 日本キャリア開発協会
- ◆ 健康経営アドバイザー

【推進チームの議事等】

推進チームにおいては、以下の事項について意見交換等を行います。また、大阪労働局や大阪産業保健総合支援センターが両立支援に関するセミナー等を行う場合は、その内容についても協議します。

- 各参集者又は参集者の属する各機関（以下「各機関等」という。）の両立支援に係る取組状況の共有
- 各機関等の取組に係る相互の周知協力
- 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧の作成
- 各地域における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- 各地域における企業向けパンフレットの作成
- 各地域における患者向けパンフレット（主に病院で患者に配るもの。加えて、一般国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定したもの）の作成
- 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- 都道府県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- その他、必要に応じ地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催

2. 治療と仕事の両立支援について

【背景等について】

1. 患者に関する就労の現状

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾患を抱えながら働いている。

2. 課題

病気休暇制度のある企業割合は、22.4%となっている。

(常用雇用者30名以上の企業)

病気休暇からの復帰プログラムのある企業割合は、11.5%となっている。

(常用雇用者50名以上の企業)

時間単位年休制度がある企業割合は、16.2%となっている。

(常用雇用者30名以上の企業)

医療機関の就労支援機能が不足している。

(例えば、「がん診療連携拠点病院」での相談支援体制は、38%しかないこと。)

3. 「働き方改革実行計画」(病気の治療と仕事の両立)

(1) 企業文化の抜本的改革

- ・経営トップ等の意識改革
- ・治療と職業生活の両立が可能な社内制度の充実等

(2) 企業と医療機関の連携の強化

- ・主治医、産業医等の連携体制の構築
- ・就労支援に対する医療機関における体制の充実等

(3) 患者に対する相談窓口の充実

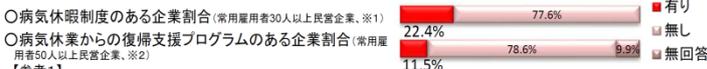
- ・産業医、産業保健スタッフによる相談体制の充実
- ・医療機関における診療当初からの相談支援等

治療と仕事の両立について ~課題と対応~

1. 課題

① 患者ニーズに応じた働き方の選択肢の提供

● 治療と仕事を両立できる社内制度の整備や職場の理解の醸成が課題。



【参考1】

- ・時間単位の年次有給休暇がある企業割合(常用雇用者30人以上民間企業、※3)
- ・在宅勤務(テレワーク)を導入している企業割合(常用雇用者100人以上民間企業、※4)
- ・年次有給休暇を病気や急な用事のために残しておく必要があると思う労働者の割合(※5)

出典: ※1厚生労働省平成25年就業条件総合調査、※2平成25年メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査(独)労働政策研究・研修機構、※3厚生労働省平成27年就業条件総合調査、※4総務省平成27年通信利用動向調査、※5平成23年有給休暇に関する調査(独)労働政策研究・研修機構

【参考2】ドイツでは、法律に基づき、年次有給休暇とは別に6週間まで有給の病気休暇を取得できる。

- i 中外製薬株式会社: 社員の安全優先を会社の方針として明文化、がんの通院時に1日単位で取得可能な休暇制度
- ii オンライン株式会社: 各事業所における産業保健スタッフの充実、全社的な健康意識の向上
- iii ウシオ電機株式会社: 主治医と連携した病気休業からの復帰支援
- iv 大鵬薬品工業株式会社: やむを得ず病気退職した社員の再雇用制度など
- v 住友電気工業株式会社: 不妊治療のための休暇制度

(注) i~ivは、「がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組を行う企業表彰事例紹介集」(平成26、27年度 東京都)を参考。

② 患者にとって身近な相談先の整備

● がんを例にとると、がん診療連携拠点病院で就労専門家の配置やハローワークとの連携による相談支援体制は38%のみ。

● 医療機関の就労支援機能は量、質ともに不足

- ・「患者サポート体制充実加算」(診療報酬)算定医療機関数は伸び悩み。計150か所 (全399か所の38%(平成28年))
- ・3,477(H25) → 3,478(H26) → 3,422(H27)
- ・社会福祉士の養成カリキュラム全1,200時間中「就労支援サービスに関する知識」は15時間のみ。



③ 国としての役割認識の明確化

● 「治療と仕事の両立」を働く方々の健康管理に係る行政課題として明確に捉え、国として、企業や医療機関等の取組を積極的に促進、支援する必要。

2. 今後の対応

① 企業文化の抜本的改革

【企業】

- 全社員の健康に対する経営トップ、管理職等の意識改革
- 休暇、テレワーク等両立が可能な社内制度の充実
- 産業医、産業保健スタッフ等、社内体制の充実と理解

【厚生労働省】

- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月策定)の普及
- 企業向け「疾患別サポートマニュアル」を新たに策定の方針
- 先進的な事例の収集と普及、中小企業への支援等

② 企業と医療機関の連携の強化

【企業】

- 主治医、産業医等の連携体制の構築、充実

【医療機関】

- 就労支援に対する医療機関の役割の明確化と体制充実(主治医の主導的役割の強化、医療ソーシャルワーカー等による支援体制の充実)

【厚生労働省】

- 企業と医療機関の連携の中核となる専門人材の育成
- 医療機関向け企業連携マニュアルを新たに策定し、研修

③ 患者に対する相談の充実

【企業】

- 産業医、産業保健スタッフによる相談体制の充実、管理職等の教育

【医療機関】

- 診断当初から就労の相談支援ができる環境の整備(相談可能な医療機関等の増加)

【厚生労働省】

- 個人ごとの「治療と仕事両立プラン」の作成・実現を支援する仕組みづくり(患者の精神的支えを含め、患者に寄り添い、企業、医療機関と連携できる専門人材の養成)

➡ 治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指す

3. 「働き方改革実行計画」について

【概要】 《平成29年3月28日働き方改革実現会議において決定》

1. 経済社会の現状

個人消費や設備投資といった民需は、持ち直しつつあるものの、足踏みがみられる。

我が国の経済成長の隘路の根本には、少子高齢化、生産年齢人口減少すなわち人口問題という構造的な問題に加え、イノベーションの欠如による生産性向上の低迷、革新的技術への投資不足がある。

日本経済の再生を実現するためには、投資やイノベーションの促進を通じた付加価値生産性の向上と、労働参加率の向上を図る必要がある。

そのためには、誰もが生きがいを持って、その能力を最大限発揮できる社会を創ることが必要である。

2. 基本的な考え方

日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは、働き方改革であり、「働き方」は「暮らし方」そのものであり、働き方改革は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手をつけていく改革である。

この働き方改革を実行するためには、労働制度の抜本的な改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものであり、その改革には、社会を変えるエネルギーが必要である。

働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段であり、生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。

働き方改革を実行するためには、政労使が一体となって取り組んでいくことが必要であり、多様かつ柔軟な働き方が選択可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。

3. 働き方改革の実行計画について

- ① 働く人の視点に立った働き方改革の意義
- ② 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- ③ 賃金引き上げと労働生産性向上
- ④ 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
- ⑤ 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ⑥ 女性・若者の人材育成などの活躍しやすい環境整備
- ⑦ 病気の治療と仕事の両立
- ⑧ 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
- ⑨ 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
- ⑩ 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
- ⑪ 高齢者の就業促進
- ⑫ 外国人材の受入れ
- ⑬ 10年先の未来を見据えたロードマップ

【病気の治療と両立に向けたロードマップ】

病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進

治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援などの推進

年度 施策	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022～2027年度 以降	指標
トライアングル型のサポート体制の構築	両立支援コーディネーターの養成、配置（労災病院、産業保健総合支援センター）					トライアングル型サポートの状況を踏まえて支援拡充を検討	治療と仕事の両立が普通に行える社会を目指す。 両立支援コーディネーターを2020年度までに2,000人養成する。
	両立支援コーディネーターの養成、配置（医療機関、企業等）						
	両立プランの具体化	がん等のモデル実施	両立プランの普及				
	主治医、産業医等の研修、企業連携マニュアルの作成・普及 個別の疾患別サポートマニュアル策定（疾患ごとに順次策定）						
企業文化の抜本改革 普及・啓発	がん拠点病院、ハローワーク等の相談窓口等を順次増加・充実 がん患者の容姿面への対応など療養生活の質の向上の促進					患者に対する相談状況を踏まえて見直し	
	ガイドラインの普及推進、健康経営の導入促進					企業の意識・普及の状況を踏まえて両立支援の更なる充実策を検討	
	地域両立支援推進チームの設置	各地域での両立支援の取組推進					
助成金等による支援	企業等への相談対応、個別訪問指導、助成金による制度導入支援						

【病気の治療と両立に向けたトライアングル型支援のイメージ】

